

■ 「エポスカード規約」新旧対照表（2024年4月1日改訂）

改訂前	改訂後
<p>第3条（暗証番号等）</p> <p>[2] 会員は、カード裏面に印字されている番号（セキュリティコード）およびVisa Secure（旧Visa認証サービス）のパスワード（以下暗証番号と併せて「暗証番号等」という）についても、暗証番号と同様に他人に知られないよう管理するものとします。</p>	<p>第3条（暗証番号等）</p> <p>[2] 会員は、カード裏面に印字されている番号（セキュリティコード）、<u>Visa Secure（旧Visa認証サービス）やワンタイムパスワード等</u>のパスワード（<u>本規約において暗証番号と併せて「暗証番号等」という</u>）についても、暗証番号と同様に他人に知られないよう管理するものとします。</p>
<p>第4条（カードの利用方法）</p> <p>[1]～[5] 省略</p> <p>[6] 新設</p>	<p>第4条（カードの利用方法）</p> <p>[1]～[5] 省略</p> <p><u>[6] 会員から当社に届け出のあった電話番号に、当社が送信したカードのご利用確認のショートメッセージサービス（SMS）にてご利用が承認された場合、そのために生じた一切の債務については、会員の負担といたします。ただし、会員の故意または過失がないと当社が認めた場合には、会員の負担にはなりません。</u></p>
<p>第15条（カードの再発行）</p> <p>カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が認めた場合に限り再発行します。なお、再発行する場合には、会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただくことがあります。また、当社が会員のカード情報の管理、保護等の業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。</p>	<p>第15条（カードの再発行）</p> <p><u>会員は、</u>所定の手続きをしていただき、当社が認めた場合に限り<u>カードを再発行できるものとします</u>。なお、再発行する場合には、会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただくことがあります。また、当社が会員のカード情報の管理、保護等の業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとします。</p>
<p>第21条（その他の承認事項）</p> <p>[1]～[2]省略</p> <p>[3]新設 以降項番繰り下げ</p>	<p>第21条（その他の承認事項）</p> <p>[1]～[2]省略</p> <p><u>[3]日本国籍を保有せず日本国に居住する会員は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出ること。また、それらに応じていただけないときは、カードの利用を停止または制限される場合があること。</u></p>
<p>第23条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等）</p> <p>[1]（1）～（6）省略</p> <p>（7）新設 以降項番繰り下げ</p>	<p>第23条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等）</p> <p>[1]（1）～（6）省略</p> <p><u>（7）日本国籍を保有せず日本国に居住している会員が、在留期間を更新せずに日本国を出国し、当社に届け出ている在留期間が超過したとき。および、会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から会員への連絡が困難と判断したとき。</u></p>

改訂前	改訂後
<p>第24条（日本国外でのカードの利用）</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。</p> <p>（1）商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金に1.63%を乗じた金額が別途加算されます。</p>	<p>第24条（日本国外でのカードの利用）</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。</p> <p>（1）商品購入代金等（取消処理代金を含む）が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「国際提携組織」という）の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理（一部解約時等処理を含む）された商品購入代金に2.20%を乗じた金額が別途加算されます。</p>

■ 「エポスVisaプリペイドカード規約」新旧対照表（2024年4月1日版）

改訂前	改訂後
<p>第1条（本規約）</p> <p>本規約は、株式会社エポスカード（以下「当社」という）のカード規約に定める会員がエポスVisaプリペイドカード（以下カードという）を利用する場合の規約を定めたものです。</p>	<p>第1条（本規約）</p> <p>本規約は、株式会社エポスカード（以下「当社」という）のカード規約に定める会員がエポスVisaプリペイドカードおよびエポスTOGETHERカード（プリペイド）（以下カードという）を利用する場合の規約を定めたものです。</p>

■ 「個人情報の取り扱いに関する同意条項」（エポスVisaプリペイドカード）新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>第1条（本同意条項）</p> <p>本同意条項は、株式会社エポスカード（以下「当社」という）が発行するエポスVisaプリペイドカード（以下カードという）の会員に関する個人情報の取り扱いについて定めたものです。会員は、本同意条項に同意の上、カードを申込み、利用するものとします。</p>	<p>第1条（本同意条項）</p> <p>本同意条項は、株式会社エポスカード（以下「当社」という）が発行するエポスVisaプリペイドカードおよびエポスTOGETHERカード（プリペイド）（以下カードという）の会員に関する個人情報の取り扱いについて定めたものです。会員は、本同意条項に同意の上、カードを申込み、利用するものとします。</p>

■ 「tsumiki証券株式会社におけるエポスカード利用に関する特約」

新旧対照表（2024年4月1日版）

改訂前	改訂後
<p>第9条（ポイント対象取引）</p> <p>(2)初回購入月から1年間に2回以上投資信託を購入した会員を対象とし、年1回、年間の投資信託購入額およびつみたて継続年数に応じたポイントを付与します。当該ポイントは、毎年の集計期間終了後、原則翌々月中旬に加算します。なお、事務処理上の理由等により、ポイント付与が遅れる場合があります。</p>	<p>第9条（ポイント対象取引）</p> <p>(2)初回購入月から1年間に2回以上投資信託を購入した会員を対象とし、年1回、年間の投資信託購入額およびつみたて継続年数に応じたポイントを付与します。当該ポイントは、毎年の集計期間終了後、原則翌々月中旬に加算します。なお、集計期間が2024年4月以降の開始分より、購入した投資信託を解約および他社へ移管した場合、集計期間中の投資信託購入分から解約分および移管分を減算して集計します。事務処理上の理由等により、ポイント付与が遅れる場合があります。</p>

■ 「エポスファミリーゴールド利用に関するご注意」 新旧対照表（2024年4月1日版）

改訂前	改訂後
<p>ファミリーボーナスポイントの集計期間、対象となる利用について</p> <p>・ tsumiki証券でのつみたて金額・エポスカードからエポスVisaプリペイドカードへのご入金分は、年間ご利用金額の対象となります。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>ファミリーボーナスポイントの集計期間、対象となる利用について</p> <p>・ tsumiki証券でのつみたて金額・エポスカードからエポスVisaプリペイドカードへのご入金分は、年間ご利用金額の対象となります。</p> <p>・ 2024年4月以降の集計期間スタート分より、tsumiki証券のつみたて分を引き出しおよび他社へ移管した場合、集計期間中のつみたて分から引き出し分を減算させていただきます。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>ファミリーボーナスポイントの加算について</p> <p>・ 対象期間終了月の翌々月中旬に、代表会員に加算いたします。</p> <p>（代表会員がJQ CARDエポスカード会員の場合、対象期間終了月の4か月後の初旬に加算されます）</p>	<p>ファミリーボーナスポイントの加算について</p> <p>・ 対象期間終了月の翌々月中旬に、代表会員に加算いたします。</p> <p>（代表会員がJQ CARDエポスカード会員の場合、対象期間終了月の3か月後の初旬に加算されます）</p> <p>（以下省略）</p>